

平成29年度の事業報告書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人はなみずき

1 事業の成果

“障がいがあっても地域で豊かに暮らしたい”という仲間達や家族の願いに寄り添い、主に知的障がいがある人たちの仲間づくりや余暇の支援をするとともに、地域やボランティアを育てる事業を行いました。

障がいのあるなしに関わらず、余暇の充実は生活を豊かにし、健康や本人の意欲の向上につながっていると思います。知的障がいがある仲間たちは、自分で余暇の情報を選んで計画し、楽しい余暇を過ごすことは難しい仲間が多く、フォローが必要です。また、社会参加の機会が増え、いろいろな人と触れ合う機会が多くなる事は、地域や市民の障がい理解や啓発にもつながると思います。

はなみずきでは、地域のさまざまな余暇の情報を毎月分かりやすい形で提供しています。又、集いやグループ活動などたくさんの余暇活動を企画し、経験を豊かにしたり、外出のきっかけと仲間づくり、集える場づくりを行っています。ヘルパーさんを利用して活動に参加することにより、公共の機関を利用する機会が増え、地域との関わりもさらに増えました。メンバーや家族から、余暇の見通しが立つようになり、はなみずきの活動を楽しみに、生き活きとした地域生活を送れているという声をたくさんいただいています。毎年、祇園公民館で行っている「はなみずき音楽会」は9回目を迎え、たくさんの方と音楽で交流しました。障害のあるなしにかかわらず、一緒に音楽を楽しみ交流できる楽しい音楽会として、定着してきたと感じています。

また、家族の拠点になりピアカウンセリングを行うとともに、サポート会員や地域との交流の活動を定期的に行い、繋がりを作りました。学生ボランティアやボランティア講師との交流の機会を作り、啓発にも努めました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児者の自立と地域生活を支援する活動	本人余暇活動支援事業 ・メンバーの集い(2回/月) ・グループ活動 (それぞれ1回/月) ・ショッピンググループ ・カラオケグループ ・ボウリンググループ	(A)毎月、土日 夕方など 延、119回 (B)はなみずき 公民館、福祉センター他 (C)2名	(D)はなみずきの会員(本人) (E)延1,233名	1,153

障害児者の自立と地域生活を支援する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動 ・音楽クラブ (2回/月) ・夕方サポート (1回/月) ・さをりクラブ (1回/月) ・すいかフェ (1回/月) ・はなみずき音楽会 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供事業 <p>毎月、仲間たちが楽しめるような、行きやすいイベントや興味がある地域の情報をわかりやすく提供。 (毎月会員に送付)</p>	<p>(A) 毎月 10 日 (B) はなみずき (C) 2 名</p>	<p>(D) はなみずきの会員 (E) 延 1,320 名</p>	577
障害児者を持つ家族と地域をつなぐネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> *会員の集い <p>家族・一般の方誰でも参加できる活動を通して、つながりづくりと相互理解に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はなサポ (一般会員の集い) (不定期) ・ストレッチ体操 (1回/月) ・歌 (はなともクラブ) (1回/月) <ul style="list-style-type: none"> *情報提供 <p>地域の学習会などの情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> *その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリングや仲間づくりの場の提供 ・趣味の講座など、はなみずきの空き部屋利用。 ・Oruyo (おるよ) さをりを通して地域と繋がるイベント 	<p>(A) 毎月 3 回 (B) はなみずき、 祇園福祉センター (C) 2 名</p>	<p>(D) 家族会員 (E) 延 163 名</p>	192

前事業年度の年間役員名簿

平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人はなみずき

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	うえだ たえこ 上田 妙子	広島市安佐南区大町東一丁目 18 番 20-10-18 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	まつだ やすし 松田 泰	広島市安佐北区可部東二丁目 9 番 13 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	たけち ようこ 武智 陽子	広島市安佐南区上安二丁目 18 番 8-202 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	いちかわ よしこ 市川 佳子	広島市安佐南区八木四丁目 17 番 42 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	にしかわ よういち 西川 洋一	広島市南区向洋新町一丁目 24 番 33 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	えびすあき けんじ 胡 明 憲二	広島市安佐南区東野一丁目 6 番 20 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	いまい きよこ 今井 喜代子	広島市安佐北区落合南三丁目 32 番 17 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	すどう ゆみ 須藤 由美	広島県安芸郡坂町 平成ヶ浜一丁目 7 番 47-2 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	こんどう すみえ 近藤 寿美枝	広島市西区楠木町二丁目 10 番 14-601 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	ゆかわ まりこ 湯川 真理子	広島市安佐南区大町東一丁目 10 番 20-702 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
理事	まつもと みわこ 松本 美和子	広島市安佐南区上安二丁目 26 番 37 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
監事	はまもと さえみ 濱本 咲枝美	広島市東区山根町 27 番 1-306 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし
監事	ほぎ みゆき 萩 みゆき	広島市安佐南区八木六丁目 4 番 11 号	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 5 月 31 日	報酬なし
監事	やまさき むつこ 山崎 睦子	広島市安佐南区長東西五丁目 12 番 17 号	平成 29 年 5 月 31 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	報酬なし

役 員 名 簿

平成 30 年 6 月 1 日現在

法人名 特定非営利活動法人はなみずき

区分	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	うえだ たえこ 上田 妙子	広島市安佐南区大町東一丁目 18 番 20-10-18 号	なし
理事	いちかわ よしこ 市川 佳子	広島市安佐南区八木四丁目 17 番 42 号	なし
理事	いまい きよこ 今井 喜代子	広島市安佐北区落合三丁目 32 番 17 号	なし
理事	えびすあき けんじ 胡明 憲二	広島市安佐南区東野一丁目 6 番 20 号	なし
理事	すどう ゆみ 須藤 由美	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 7 番 47-2 号	なし
理事	たけち ようこ 武智 陽子	広島市安佐南区上安二丁目 18 番 8-202 号	なし
理事	にしかわ よういち 西川 洋一	広島市南区向洋新町一丁目 24 番 33 号	なし
理事	まつだ やすし 松田 泰	広島市安佐北区可部東二丁目 9 番 13 号	なし
理事	まつもと みわこ 松本 美和子	広島市安佐南区上安二丁目 26 番 37 号	なし
理事	ゆかわ まりこ 湯川 真理子	広島市安佐南区大町東一丁目 10 番 20-702 号	なし
監事	やまさき むつこ 山崎 睦子	広島市安佐南区長東西五丁目 12 番 17 号	なし
監事	はまもと きさきみ 濱本 咲枝美	広島市東区山根町 27 番 1-306 号	なし

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事 3 名以上、監事 1 名以上が必要です。)
- 2 「役員区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面(住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第 2 条第 2 項第 1 号ロ)